

議加納惠太郎、謝停ヲ容レズ、鮎造浦山、復職ヲ連リ、  
、下リタルカ其後前記加納ノ懇誠ナル謝停ニ動カサレ  
、數時交渉ノ結果双方互譲シテ本月廿日会社志接同ニ於  
テ支配人松岡高一、兼議團長熊本虎藏、謝停者加納惠  
太郎立會ノ下ニ別記条項ニヨリ、圓滿解決セリ

逕ニ本月二十一日ニ於テ、議團ヲ解團シテ、入場式舉行  
ノ事定

右及申(通)報候也

○ 高ノ管掌向ノ潤頭ハ双方互譲ノ苦心ニ依リ左記条項ニヨリ圓滿解決ス  
一 逕ニ手当ヲ割定サシ度

三ヶ年勤続ノモノニ對シテ三ヶ月程度ノ暫行ニテ是ノ支給ナリ、同定ムルニ  
ヨリ、其休業ヲ向テ二週間内ニ登載スルコト、且、同定ムルニ依リ、同定ムルニ  
業ニ転スル場合ハ、二ノ限リニ非ス

二 後備、簡園占呼と集期間中、日給ノ支給ハ、一ノ相違ニテ、日給ヲ支給スルハ、一ノ呼  
ニ、日給一日分ヲ支給ス

ハ、後工料位下ケセザルコト  
ニ、作業ノ都合ニ依リ、日給額ニ違セサル時、ハ定備給ヲ支給セシメシメ  
、同定ムルニ依リ、日給額ニ違セサル時、ハ定備給ヲ支給セシメシメ  
、同定ムルニ依リ、日給額ニ違セサル時、ハ定備給ヲ支給セシメシメ

四、二回定期昇給シ、昇給ノ支附人ルコト  
撤回  
五、出張休業ノ場合、交通費ヲ支給セラシメ  
六、臨時雇傭制及テ廢止スルコト

臨時雇傭制及テ廢止スルコト  
臨時雇傭制及テ廢止スルコト  
臨時雇傭制及テ廢止スルコト